令和８年１０月３０日

担当課	監理課
担当者	的場、菊池
内　線	４１３３、４１３７
直　通	２２６－７４６３

お　知　ら　せ

建設業法による指示処分

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第１項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（指示処分）を行ったのでお知らせします。

記

１　処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社三峰建設（さんほうけんせつ）	代表者氏名	武田　健一（たけだ　けんいち）
主たる営業所の所在地	岡山市南区三浜町２－５－２４		
許　可　番　号	岡山県知事許可（般－３）第１８０４３号		
許可を受けている建設業の種類	土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業		

２　処分をした日
令和８年１０月２９日

３　処分の内容
建設業法第２８条第１項の規定による指示
①　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
②　建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
③　上記①及び②について、同社が講じた内容を文書により報告すること（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）。

４　処分の原因となった事実
（有）三峰建設は、過去にも直近５事業年度の建設業法第１１条第２項に規定する書類を毎事業年度経過後４月以内に届出せず岡山県から指導を受けているにもかかわらず、再度、大幅に届出期限を超過して届出しており、改善が見られない。
このことは、建設業法第１１条第２項に違反するため、同法第２８条第１項に基づき指示処分とする。